

北海道函館方面函館中央警察署告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月26日

北海道函館方面函館中央警察署長 佐藤 伸治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - ア 自動車ガソリン（JIS1号） 9,000リットル
 - イ 自動車ガソリン（JIS2号） 106,000リットル
 - ウ 軽油（JIS1号、2号及び3号） 8,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 次に掲げる庁舎において、定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

名称	所在地	範囲
北海道函館方面 函館中央警察署	函館市五稜郭町15番5号	半径3km以内で、かつ函館方面函館中央警察署管轄内に限る。（函館市のうち、亀田川（河口から田家町と富岡町2丁目と境界線との交点までの間の部分に限る。）、市道富岡中道線（田家町と五稜郭町との境界線との交点から道道赤川函館線との交点までの間の部分に限る。）、道道赤川函館線（市道富岡中道線との交点から亀田本町と港町1丁目との境界線との交点までの間の部分に限る。）、亀田本町と港町1丁目及び亀田港町との境界線、昭和4丁目と亀田港町及び昭和町との境界線並びに西桔梗町と昭和町との境界線以西の区域を除く。
北海道函館方面 木古内警察庁舎	上磯郡木古内町字本町550番地3	半径10km以内

- (7) 札幌市中央区内において給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。
- (8) (6)及び(7)に掲げる場所において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。
- (9) 次のアからカまでに掲げる地域ごとにそれぞれ給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。
- ア 函館市小安町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町又は浜町のいずれか。
- イ 函館市大潤町、中浜町、女那川町、日ノ浜町、新八幡町、富浦町、新浜町又は新恵山町のいずれか。
- ウ 函館市川汲町、安浦町、白尻町又は尾札部町のいずれか。
- エ 七飯町大沼町、峠下、仁山、藤城、上藤城、桜町又は本町のいずれか。
- オ 北斗市本町、向野、本郷、市渡、開発、南大野又は清水川のいずれか。
- カ 北斗市当別、茂辺地、矢不來、館野、富川、谷好、昭和又は飯生のいずれか。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の期間 令和8年2月26日から令和8年3月6日まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類等を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040-0001 函館市五稜郭町15番5号
北海道函館方面函館中央警察署会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館方面函館中央警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市五稜郭町15番5号 北海道函館方面函館中央警察署地下1階会議室（送付による場合は、郵便番号 040-0001 函館市五稜郭町15番5号 北海道函館方面函館中央警察署会計課）
- (2) 入札日時 令和8年3月12日 午後3時00分（送付による場合は、同月11日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

ある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

(1) 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

(2) 再度の入札に付し、落札者がいない場合は、次の方法により随意契約を行う。

ア すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。（上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを選定する。）

この場合、すべての見積金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者（有効な見積に限る。）を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。

この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後、速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。

(3) 最低制限価格
設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算する（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道函館方面函館中央警察署会計課

イ 所在地 郵便番号 040-0001 函館市五稜郭町15番5号

ウ 電話番号 0138-54-0110 内線231

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 給油票又は給油カードに係る経費は受注者の負担とする。(給油票の場合：50枚綴り年間約220冊、給油カードの場合：年間約110枚)

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。